

伊丹市まちづくり基本条例 特集号

平成28年7月1日
伊丹市 市民自治部 まちづくり室 まちづくり推進課
〒664-8503 伊丹市千僧1丁目1番地
TEL.072-780-3533 FAX.072-784-8130

ま ち じ ょ う “MACHIJO”って なんやろう!?



Q1. 伊丹市まちづくり基本条例

「まち条」っていったいどんな
もの?なぜつくられたの?



A. まち条は、伊丹市のまちづくりについての理念
や基本原則、参画と協働、まちづくりの担い手のそれ
ぞれの役割など、まちづくりのルールを定めた条例の
ことです。

まちづくりのルールはまちの特性によっ
てそれぞれ違ってきます。伊丹には伊
丹に合ったルールが必要だということ
で、この条例がつけられました。



まちづくりのルールというと…。
たとえばこんなことがあります。

福祉や教育、環境や子育てなど、市の課題
は色々あるけど、市はどんな方向で取り組みを
進めていくのかなあ?など、私たち市民一人ひ
とりが市政に関心をもつことが大切ね。

また、市も情報を市民にわかりやすく伝えて
くれないといけないよね。市が重要なことを決める時には、
私たち市民も市に意見を出すことができるのね。



伊丹には、地域の行事や市内で行っている
イベントなど、市民が企画や運営の担い手とし
て関わっているものがたくさんあるよね。

また、ボランティア活動など、市民同士の
支え合いもこれからはさらに重要になるだろう
な。市民が自主的にいきいきと活動することによって、伊丹
をわくわくするような魅力的なまちにしていこうよ。



私たち市民の役割、議会の役割、市長や市の
職員の役割、それぞれ役割は違いますが、それ
ぞれの立場で協力しあって、まちづくりに取り組ん
でいくことが大事なんだよね。

Q2. 「まち条」はどのよう につくられたの?



A. 市民会議「まちづくり基本条例をつくる会」にお
ける、約1年間の話し合いを通じてまとめられた提案素
案をもとに、平成15年にまち条を策定しました。

また、まち条は、社会情勢の変化に応じて改正するた
めに、4年以内に1度見直すこととなっています。これま
でに3度見直しを行っており、平成28年3月には、3度
目の見直しにより、まち条を改正しました。



←まち条見直しの
市民会議のようす



3回目の見直しに 参画しました!

白岩 久嗣 さん

50代男子(サラリーマン)代表。
3回目の見直し市民会議に参加(後
に参画)しました!まちづくり基本
条例ってなんやろう?がスタート
の私…。それだけに、最後まで興味
深くやらせていただきました。

一番印象に残ったのは、私だけで
なくほとんどの人がまち条を知ら
ないこと。これでは参画する気が
あっても出来ないではないか!とい
う思いが沸きあがり、現在PR委員
として活動中です。



白岩さん(左奥) まち条PR委員会メンバー
として出前授業にも参画していただきました。

まちづくり基本条例劇場



まち条がよくわかる紙芝居「まちづくり基本条例ってなにあに」を作成しました。You Tubeでご覧いただけます。

■熟議編



■パブリックコメント編



■市民委員編

